

緑が丘スポーツ公園整備事業費用対効果分析業務委託

特記仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本特記仕様書は、甲府市（以下「市」という。）が発注する「緑が丘スポーツ公園整備事業費用対効果分析業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本業務は市が再整備を計画している、緑が丘スポーツ公園に係る事業について、大規模公園費用対効果分析手法マニュアル【改訂4版】（以下「マニュアル」という。）に基づき、社会資本整備総合交付金への補助申請に必要な整備効果を算出するための費用対効果分析を行うものである。

(準拠する法令等)

第3条 本業務の実施にあたっては、契約書、本仕様書、発注者の指示及び次の各関係法令に基づき実施するものとする。

- (1) 大規模公園費用対効果分析手法マニュアル【改訂第4版】（平成29年4月）国土交通省
- (2) 都市公園技術標準解説書（令和元年7月）（社）日本公園緑地協会
- (3) 公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】（令和7年3月）国土交通省

(疑義)

第4条 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合には、市と協議のうえ定めるものとする。

(業務計画)

第5条 本業務の実施にあたっては、速やかに次の書類を提出し承認を得るものとする。あわせて費用対効果分析に必要となる資料を収集することとする。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 工程表
- (4) 主任技術者・照査技術者届

(技術者の選任及び配置)

第6条 本業務の管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門）またはRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、公園の費用対効果分析に関わる業務実績を有するものを選任しなければならない。なお、資格の証明書類として、資格証の写しを提出することとする。

(業務実績情報システム)

第7条 受託者は、契約時又は変更時において、委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を、テクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受託者は、契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

(守秘義務)

第8条 受注者は、本業務により知り得た一切の情報を甲府市の承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。

(貸与資料)

第9条 本業務に必要な資料は原則として受注者が収集するものとするが、市が保有するもので本業務の遂行に必要とする資料については市が貸与する。

受注者は、貸与資料に破損、紛失及び盗難等の事故がないように取り扱うものとし、業務完了後または市が返却を求めた場合は、速やかに現品を返却するものとする。

(成果品の帰属)

第10条 本業務による成果品の著作権等は、すべて市に帰属するものとする。また、市に承諾なく複製や第三者への公表及び貸与等をしてはならない。

(納期及び納入場所)

第11条 本業務の納期及び納入場所は次のとおりとする。

(1) 納期 令和8年2月13日

(2) 納入場所 甲府市まちづくり部まち開発室公園緑地課

第2章 業務内容

(業務範囲)

第12条 本業務の対象公園は、緑が丘スポーツ公園とする。

(1) 公園名称：緑が丘スポーツ公園

(2) 公園種別：運動公園

(3) 公園規模：30.7ha

(分析対象公園データの整理)

第13条 費用対効果分析を行うにあたり、その前提条件となる評価基準年及び割引率を設定する。併せて、検証対象公園における過年度計画や事業経緯等を鑑み、便益計測対象期間及び便益計測年度を設定する。

検証対象公園の便益計測に係る調査範囲としては、当該公園を利用すると考えられる誘致圏を設定する。設定にあたっては、マニュアルに基づき検証対象公園の利用実態や立地条件等を踏まえ適切に行うものとする。併せて、誘致圏内のゾーン設定、競合公園、ゾーンと公園の経路を設定する。

また、マニュアルに基づき魅力値、旅行費用、経路長を算出する。なお、誘致圏の設定、経路長の算出にあたっては、地理情報システム等を活用し、視覚的にわかるように整理するものとする。

(直接利用価値の計測)

第14条 算出した魅力値より、公園別の利用選択率を算出し、公園の需要量を推計する。また、需要量と旅行費用より検証対象公園の直接利用価値（単年度便益）を算出する。

(間接利用価値の計測)

第15条 マニュアルに基づき、各公園における「全体」の効用値、「環境」の効用値、「防災」の効用値を計測し、間接利用価値（単年度便益）を算出する。

(費用の算出)

第16条 費用の算出として、事業に係る用地費・施設費・維持管理費それぞれについて、過年度実績値及び計画値について年度ごとの整理を行う。

(費用対効果の計測)

第17条 単年度便益（直接・間接）計測結果及び費用計測結果を用いて、便益計測対象期間中に発

生ずる総便益及び総費用を算出する。また、総便益及び総費用は、割引率を用いて現在価値に換算する。その比較により検証対象公園の費用対効果を算出する。

また、将来の不確定要素の変動が費用対効果分析結果に及ぼす影響等を把握し、費用便益分析結果に幅を持って示すための感度分析を実施する。

(報告書の作成)

第18条 本業務で実施した計測・分析結果を整理し、報告書としてとりまとめを行う。報告書には、分析に用いたデータ等を算定根拠資料として添付する。

なお、費用便益費について令和8年度の防災・安全交付金要望に必要なため、国へ提出する様式に関しては、令和7年12月15日までに納めるものとし、その他の報告書に関しては、納期までに納品するものとする。

(打合せ協議)

第19条 打ち合わせ協議は、着手時、中間(1回)、納品時の計3回を想定するが、必要に応じて適宜実施する。

第3章 成果品

(成果品)

第20条 受注者は、本業務が完了したときは、成果品を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

本業務の納入成果品は、次のとおりとする。

- ・ 緑が丘スポーツ公園整備事業費用対効果分析業務報告書 A4版簡易製本 2部
- ・ 電子データ(CD-RまたはDVD-R) 2枚
(電子媒体はPDF形式とワード等の編集可能形式の2種類を納品するものとし、各種図面データも同様とする。)
- ・ 費用対効果分析算定資料(計測結果等の根拠資料) 1式